

山口県スキー連盟競技部委員会等規程

第1条 山口県スキー連盟競技部規定第14条によりこの内規を定める。

第2条 各委員会等は競技部規定第2条に定める任務を全うする為担当する事項を司る。 各委員会等の任務分担及び所管行事は次のとおりとする。

1. 競技部総務部会

(1) 総務委員会

- 1) 競技部(各部、各委員会、小委員会)の行事計画並びに予算・決算の総括に関する事。
理事会・評議員会提出資料の取りまとめ及び作成。
- 2) 県内発刊物に関する事。
スキー山口原稿作成。
- 3) 県内外の当面する競技部関係諸課題並びに施策等諮問された事項について調査・研究し
その対応を答申する。
- 4) 事務局との調整・連絡に関する事。
- 5) 全日本・西日本への行事等報告に関する事。
- 6) 競技部総務部会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 7) その他必要に応じて指示された業務の遂行に当たる。

(2) 企画委員会

- 1) 競技部(各部、各委員会、小委員会)の会議の連絡調整に関する事。
競技部総会及び部会・委員長会議の開催案内文の作成・送付等。
- 2) 競技部の各種行事・大会等の企画・準備に関する事。
各委員会・小委員会より立案された競技部の全ての行事・大会の要項案の作成。
- 3) 教育部及び競技部内各部会間の調整・連絡に関する事。
- 4) 競技関係顕彰者の推薦に関する事。

2. 競技部専門部会

(1) 強化委員会

- 1) 選手強化に関する事。
- 2) 選手の発掘と後継者の育成に関する事。
- 3) 強化合宿の企画・実施に関する事。
- 4) 国体派遣に関する事。
- 5) B級大会等の監督に関する事。
- 6) 本委員会所管の行事計画・要項立案並びに予算案作成に関する事。

(1) ジュニア育成小委員会

- 1) ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2) ジュニア選手の強化に関する事。

(2) 強化合宿小委員会

- 1) 合宿日程・役員等の決定に関する事。
- 2) 合宿要項作成及び申込み受付に関する事。

(3) 国体小委員会

- 1) 国体派遣の準備に関する事。

(4) 大会派遣小委員会

- 1) 派遣大会の調査・連絡に関する事。
- 2) 派遣役員等の決定に関する事。

(2) 運営委員会

- 1) 各競技会の行事計画・要項立案並びに予算案作成に関する事。
- 2) 各競技会の大会運営全てに関する事。
各競技会の抽選・役員配置の決定
各競技会の事前準備・物品の現地持込み
各競技会の会期中の総務担当及び報告書の作成
各競技会の反省点・改善点の取りまとめ及びその検討

(1) 羅漢山ジュニアスラローム大会小委員会

- 1) ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2) 本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3) 本行事の改善点等の検討に関する事。

(2) 鈴木杯クロスカントリー大会・国体アルペン最終予選会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(3)山口県スキー選手権大会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(4)山口県体育大会スキー競技会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(5)十種ヶ峰リーゼンスラローム大会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(6)河村杯スキー競技会・競技運営指導員研修会検定会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(7)全日本選抜ローラースキー羅漢山大会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

第3条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年6月4日 制 定